

預貯金の範囲について

預貯金等の範囲は以下を参考にしてください。なお、写しが必要な範囲が不明な場合は、通帳や証書の原本を窓口にてコピーしますので、最新状態に記帳してから、ご持参ください。

※本人・配偶者ともに以下の範囲を預貯金とします。

預貯金（普通・定期）	通帳の写し（銀行名や口座番号等が分かる面、申請日から遡って 2 か月の入出金の状況が分かる面、定期預貯金は残高が分かる面） ※残高が 0 の場合も、ないことがわかるページの写しが必要です。
有価証券 （株式・国債・地方債等）	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀等、時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
現金（いわゆるタンス預金）	自己申告
負債（借入金・住宅ローン等）	借用証書等